

## 地域主権改革一括法に伴う条例の改正予定について

### 1. 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部改正

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第2次一括法）の施行に伴う、国による義務付け、枠付けの見直しと、条例制定権の拡大の一環としての一部改正。

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律 新旧対照表】

改正前	改正後
(技術管理者) 第21条(略) 2(略) 3 第1項の技術管理者は、環境省令で定める資格を有する者でなければならない。	(技術管理者) 第21条(略) 2(略) 3 第1項の技術管理者は、環境省令で定める資格 <u>(市町村が第六条の二第一項の規定により一般廃棄物を処分するために設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者にあつては、環境省令で定める基準を参酌して当該市町村の条例で定める資格)</u> を有する者でなければならない。

#### ※第21条第1項

(要約) 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させるため、技術管理者を置かなければならない。

### 2. 「江別市廃棄物の処理及び資源化・再利用の促進に関する条例」の一部改正について

#### (概要)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正により、環境省令で定められていた市で設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格基準について、今回の改正により環境省令で定める基準を参酌して市の条例で定めることとなった。

(技術管理者の資格基準)

技術管理者は、「廃棄物処理法」施行規則第 17 条に規定する “学歴に応じた廃棄物処理に関する技術上の実務経験等” の資格基準が求められている。

(技術管理者の業務)

技術管理者の業務としては、その管理に係る一般廃棄物処理施設または産業廃棄物処理施設に関して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する維持管理に関する技術上の基準に係る違反が行われないように、当該施設を維持管理する業務に従事する他の職員を監督することとなっている。

(改正内容)

この業務は、今回の法改正後においても同様の管理が必要であり、資格として既に高度の専門的知識や経験を要件としていることから、更なる高度な資格の必要性はなく、またこの要件を緩和する理由がないことから、当市における技術管理者の資格基準については、改正前に法律施行規則で定めていた基準（法律施行規則第 17 条）を準用し、条例で定める。

### 3. スケジュール

月	内 容	備 考
6 月 2 8 日	減量審議会	概要報告
7 月中旬	常任委員会	概要報告
	条例案事前審査	市総務課法制係
8 月	パブコメ実施	8 / 1 ~ 8 / 3 1
9 月	結果集約	
1 0 月	結果公表	
1 1 月	常任委員会	報告
1 2 月	第 4 回定例市議会	
平成 2 5 年 4 月	施行	

## 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

(昭和四十六年九月二十三日厚生省令第三十五号)

(技術管理者の資格)

**第十七条** [法第二十一条第三項](#) の規定による環境省令で定める資格は、次のとおりとする。

- 一 [技術士法](#) (昭和五十八年法律第二十五号) [第二条第一項](#) に規定する技術士  
(化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。)
  - 二 [技術士法第二条第一項](#) に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であつて、一年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
  - 三 第八条の十七第二号イからチまでに掲げる者
  - 四 前三号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
- 2 [法第二十一条第三項](#) の規定による環境省令で定める基準は、前項に定める資格を有する者であることとする。

(特別管理産業廃棄物管理責任者の資格)

**第八条の十七** [法第十二条の二第九項](#) の環境省令で定める資格は、次の各号に定める区分に従い、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 (略)
- 二 感染性産業廃棄物以外の特別管理産業廃棄物を生ずる事業場
- イ 一年以上[法第二十条](#) に規定する環境衛生指導員の職にあつた者
- ロ [学校教育法](#) に基づく大学(短期大学を除く。ハにおいて同じ。)又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学(旧大学令に基づく大学にあつては、土木工学。ハにおいて同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修

めて卒業した後、二年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ハ [学校教育法](#) に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、三年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ニ [学校教育法](#) に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学校令に基づく専門学校にあつては、土木工学。ホにおいて同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、四年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ホ [学校教育法](#) に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、五年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ヘ [学校教育法](#) に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）に基づく中等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、六年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ト [学校教育法](#) に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、七年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

チ 十年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

リ イからチまでに掲げる者と同等以上の知識を有すると認められる者